

# 東海地震防災強化計画

2002年4月改正

## 第1章 序説

### 1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭36.11.15法律第223号）の特別法である大規模地震対策特別措置法（昭53.6.15法律第73号）に基づく東海地震防災対策強化地域の指定（昭54.8.7総理府告示第26号）に伴い、指定公共機関である日本通運株式会社が東海地震防災（以下防災という。）に対処するため、「防災業務計画」の特別計画として、地震防災応急対策に係る措置および地震防災上整備すべき事項等を定める。

### 2. 計画の基本方針

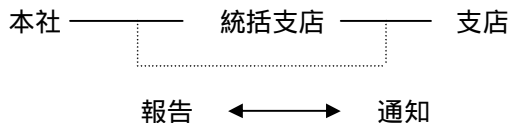
- (1) 地震予知情報（以下予知情報という。）等の伝達経路および方法を確立する。
- (2) 防災応急対策の実施体制を確立する。
- (3) 施設等の整備を行い、必要物資を備蓄する。
- (4) 防災応急対策が、有機的に実施できるよう必要な教育訓練を行う。
- (5) 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体（以下防災関係機関という。）との連携、協力体制を整備する。

## 第2章 防災応急対策

### 1. 予知情報等の伝達

#### (1) 伝達経路

社内における予知情報等の伝達は、本社および別に定める「東海地震防災対策強化地域内の関係支店（以下関係支店という。）」において次の経路により伝達する。



#### (2) 伝達方法

本社および関係支店は、災害時優先電話、ファクシミリ、e-メール、無線等を使用して、すみやかに情報を伝達する。

伝達を受けた関係支店は、すみやかに関係者に連絡する。

### 2. 地震対策本部

#### (1) 地震対策本部の設置

- a. 判定会招集と同時に、本社および各関係支店に地震対策本部を設置する。
- b. 各本部の構成は、災害対策委員会に準ずる。
- c. 地震対策本部は、警戒宣言が発令されないときまたは発災後災害対策本部が設置されたときもしくは警戒解除宣言が発せられたとき廃止する。

## (2) 地震対策本部の業務

地震対策本部は、次の事項をつかさどる。

- a．管内を統括すること
- b．防災関係機関との連携、協力に関すること
- c．予知情報等を伝達すること
- d．情報（参集関係者数、確保車両数、防災関係機関の要請に対する措置等）の収集を行い、関係箇所へ伝達すること
- e．防災関係機関の要請に対する措置の決定および指示に関すること
- f．その他防災対策に関すること

## 3．緊急輸送

関係支店は、地震防災応急対策に係る緊急輸送について、運行計画、緊急輸送車両の承認などあらかじめ防災関係機関と協議調整しておくものとする。

## 4．発災後に備えた関係者、資機材の配備

関係支店は、関係者の招集、資機材の点検整備等発災後に備えた体制を整えておくものとする。

## 第3章 防災応急計画の対象となる施設等

地震防災応急計画は、施設または事業ごとに別に定める。

## 第4章 防災上整備すべき施設等

### 1．設備の整備

防災応急対策の円滑な遂行を確保するため、強化地域内の建造物の防護措置を講ずるとともに、消火設備を完備する。

### 2．物資の備蓄

関係支店は、防災応急対策の万全を期するため非常食糧、救急薬品等必要物資の備蓄を行うものとする。

## 第5章 防災訓練

### 1．関係支店は、次の事項に重点をおいて防災訓練を行うものとする。

予知情報等の伝達、収集

防災組織の編成配備

防災施設、資機材の点検

### 2．防災訓練は、警戒宣言に伴う防災応急対策、発災後の災害応急対策を併せて行うものとする。

### 3．防災関係機関が総合訓練を行うときは、これに積極的に参加する。

## 第6章 教育活動

研修、社内報等により、次の事項に重点をおいて防災知識の普及徹底をはかる。

警戒宣言の性格およびこれに伴う防災措置

予知される地震および津波に関する知識

防災における会社の役割

その他防災に関する事項

## 東海地震防災対策強化地域内の関係支店

(2007年2月1日現在)

統括支店	支店
〔東京航空〕	
	〔横浜航空〕
名古屋航空	
	静岡航空
〔旅行事業部〕	
	名古屋旅行
名古屋国際輸送	
〔東京海外引越〕	
	名古屋海外引越
〔東京警送〕	
	〔北関東警送〕
中部警送	
	静岡警送
〔美術品事業部〕	
〔重機建設事業部〕	
	中部重機建設
山梨	
〔横浜〕	
	〔藤沢〕
	厚木
	小田原
静岡	
	静岡中央
	沼津
	富士
	焼津
	浜松
〔長野〕	
	諏訪
	伊那
名古屋	
	名古屋北
	名古屋南
	〔名古屋ペリカン・アロー〕
	名古屋コンテナ
	刈谷
	豊橋
	名古屋製鉄(事)
〔津〕	
〔岐阜〕	
	〔多治見〕

注)〔 〕の支店は、自店は強化地域内に所在しないが、管内に強化地域内店所を有するもの。